

不当判決に強く抗議する！！

3月29日、名古屋地裁は、伊藤裁判に対して不当判決を下した。原告・伊藤さんの請求を棄却するというものである。われわれは、これに対し怒りをもって弾劾する。

この不当判決は、第一に、ブレーキの不具合による事故であることを認めていないこと。第二に、出向に関する協定付属確認違反であることを認めていないこと。第三に、再教育・再審査を受ける権利を認めていないこと。更に、出向命令が東海労に対する不当労働行為であることを認めていないことが第四である。

以上の四点だけを見ても明らかのようにわれわれの主張を一切採用せず、会社の主張のみを鵜呑みにしたものである。更にわれわれに説得させるような裁判所としての判断が一切なされていないところからしても不当判決であるといえる。

われわれは、棄却という不当判決に屈しない。控訴することはもちろんのこと、この怒りをバネに一層団結を打ち固めて、職場から一切の組織破壊攻撃と真っ向から闘うことを明らかにする。会社は、いち早く全面勝利したという勤労情報を職場にはりだした。まだ、黒が白と認定されたわけではない。

2002年10月3日に名古屋地裁に提訴してから判決までの2年半の間、全組合員・家族の皆さんの奮闘に心より感謝を申し上げます。

全組合員の皆さん！

力を合わせて、心をひとつにしてさらに闘いをおしひろめていこう！

2005年3月30日

J R 東海労働組合名古屋地方本部
執行委員長 丹羽成生